

# 兵庫県公報

令和6年5月10日 金曜日 第513号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 有害興行の指定（男女青少年課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 保安林の指定予定（治山課）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 保安林の指定施業要件の変更（同）	10
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（但馬県民局）	10
<b>公 告</b>	
○ ビッグデータ活用渋滞対策検討業務に係る公募型プロポーザルの実施（道路企画課）	12
○ 景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出（都市政策課）	13
○ 落札者等の公示（阪神南県民センター）	14
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	14
<b>病院局管理規程</b>	
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	15
<b>病院局公告</b>	
○ 落札者等の公示	15
○ 同 上	15
○ 同 上	16
○ 同 上	16
○ 随意契約の相手方等の公示	17
○ 同 上	17
○ 同 上	18
<b>教育委員会告示</b>	
○ 口頭により提供を求められることができる保有個人情報の指定の一部改正	18
<b>公安委員会告示</b>	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	19

## 告 示

### 兵庫県告示第439号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定

する。

令和6年5月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種別	名 称	制作・配給会社
映 画	Eカップの女 豊熟	新東宝映画
映 画	アンダー・ユア・ベッド (原題) UNDER YOUR BED	KADOKAWA



兵庫県告示第440号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年5月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

甘地土地改良区

退任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	村 田 敏 朗	神崎郡市川町近平29番地 1
同	楠 田 敏 章	同 郡同 町近平357番地
同	北 川 輝 男	同 郡同 町小谷67番地の 5
同	田 中 敏	同 郡同 町近平88番地
同	徳 永 真 蔵	同 郡同 町千原120番地
同	中 山 隆	同 郡同 町千原113番地の 1
同	田 隅 英一郎	同 郡同 町谷467番地
同	古 隅 政 幸	同 郡同 町谷815番地
同	岡 本 正 幸	同 郡同 町谷404番地
同	戸 川 茂 樹	同 郡同 町田中173番地の 7
同	橋 本 直 樹	同 郡同 町小室167番地
同	岩 見 武 三	同 郡同 町鶴居129番地の 3
監 事	岡 本 孝 洋	同 郡同 町近平386番地
同	山 下 薫	同 郡同 町谷382番地の 3
同	岡 本 裕 夫	同 郡同 町下牛尾1938番地の 3

就任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	村 田 敏 朗	神崎郡市川町近平29番地 1
同	楠 田 敏 章	同 郡同 町近平357番地
同	北 川 輝 男	同 郡同 町小谷67番地の 5
同	田 中 敏	同 郡同 町近平88番地
同	徳 永 真 蔵	同 郡同 町千原120番地
同	左 納 五 夫	同 郡同 町千原189番地
同	田 隅 英一郎	同 郡同 町谷467番地
同	永 菅 信 弘	同 郡同 町谷178番地
同	岡 本 正 幸	同 郡同 町谷404番地
同	戸 川 茂 樹	同 郡同 町田中173番地の 7

同	橋 本 直 樹	同 郡同 町小室167番地
同	津 田 義 和	同 郡同 町上牛尾1770番地の1
監 事	岡 本 孝 洋	同 郡同 町近平386番地
同	山 下 薫	同 郡同 町谷382番地の3
同	岡 本 裕 夫	同 郡同 町下牛尾1938番地の3



**兵庫県告示第441号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和6年5月10日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

**春日町多田土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	足 立 岩 雄	丹波市春日町多田1504番地
同	荻 野 秀 明	同 市春日町多田1683番地
同	荻 野 新 次	同 市春日町多田1579番地 1
同	荻 野 修	同 市春日町多田1558番地
同	岸 義 雄	同 市春日町七日市315番地
監 事	船 越 政 明	同 市春日町多田1453番地
同	荻 野 一 夫	同 市春日町多田1595番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	荻 野 秀 明	丹波市春日町多田1683番地
同	荻 野 新 次	同 市春日町多田1579番地 1
同	荻 野 修	同 市春日町多田1558番地
同	近 藤 薫	同 市春日町多田133番地 1
同	前 田 豊 勝	同 市春日町七日市279番地
監 事	竹 村 公 作	同 市春日町多田1454番地 1
同	荻 野 隆太郎	同 市春日町多田674番地



**兵庫県告示第442号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和6年5月10日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

**奥野村土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	婦 木 芳 郎	丹波市春日町野村538番地
同	婦 木 定 博	同 市春日町野村395番地
同	金 森 正 高	同 市春日町野村536番地
同	大 槻 哲 也	同 市春日町野村657番地
同	婦 木 克 彦	同 市春日町野村531番地
監 事	婦 木 厚 志	同 市春日町野村586番地
同	婦 木 保	同 市春日町野村932番地 1

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	婦 木 克 彦	丹波市春日町野村531番地

同	婦 木 芳 郎	同	市春日町野村538番地
同	金 森 正 高	同	市春日町野村536番地
同	大 槻 哲 也	同	市春日町野村657番地
同	婦 木 正 俊	同	市春日町野村486番地 1
同	婦 木 健一郎	同	市春日町野村506番地 3
監 事	婦 木 厚 志	同	市春日町野村586番地
同	婦 木 保	同	市春日町野村932番地 1



**兵庫県告示第44号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年5月10日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

**山田土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	玉 井 秀 明	淡路市山田甲533番地
同	谷 口 優 三	同 市山田甲768番地
同	上 田 宏 司	同 市山田乙74番地
同	玉 井 勝 朗	同 市山田乙173番地 2
同	奥 井 昭 尋	同 市山田乙536番地
同	溝 下 勝 朗	同 市山田乙591番地 2
同	脇 田 泰 尋	同 市山田乙361番地
同	溝 下 善 彦	同 市山田甲407番地
監 事	大 歳 哲 司	同 市山田甲526番地
同	川 耕一郎	同 市山田乙125番地 1

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	玉 井 秀 明	淡路市山田甲533番地
同	上 田 宏 司	同 市山田乙74番地
同	奥 井 昭 尋	同 市山田乙536番地
同	脇 田 泰 尋	同 市山田乙361番地
同	溝 下 勝 朗	同 市山田乙591番地 2
同	溝 下 善 彦	同 市山田甲407番地
同	久 保 勝 義	同 市山田乙28番地
同	田 中 秀 明	同 市山田甲754番地 2
監 事	大 歳 哲 司	同 市山田甲526番地
同	川 耕一郎	同 市山田乙125番地 1
同	森 本 吉 和	同 市山田甲60番地



**兵庫県告示第444号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和6年5月10日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

土地改良区の名称	認可年月日
小宅統合土地改良区	令和6年4月1日

~~~~~

**兵庫県告示第445号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和6年5月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称  | 認可年月日    |
|-----------|----------|
| 南淡南部土地改良区 | 令和6年4月5日 |

~~~~~

**兵庫県告示第446号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年5月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市城崎町飯谷字コバノ尾571、571の1、571の2、574、574の1、下鶴井字鍋谷2232の2、字小葉尾2235、2236、字森ヶ谷2238の1、2238の3、2239
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

**兵庫県告示第447号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年5月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市城崎町飯谷字水滝1323
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第448号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年5月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市出石町奥山字南尾9の6
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第449号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年5月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市但東町唐川字向山113・125（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第450号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年5月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市森尾字市尾112から114まで、字上市尾774、775の1、776、777の1、778から780まで、782の1、783から785まで、786の1、787、788の1、788の2、789、790の1から790の4まで、791、792、793の1から793の4まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上市尾774、775の1、776、777の1、778から780まで、782の1、783から785まで、786の1、787、788の1、788の2、789、790の1から790の4まで、791、792、793の1から793の4まで

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第451号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年5月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市城崎町飯谷字イチゴ谷203の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第452号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年5月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市出石町福見字五サンマイ89の1、出石町荒木字ゴサン前90、字石坂91、101

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
  - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第453号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年5月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
  - 豊岡市出石町福見字家奥31、42、43、48、53
- 2 指定の目的
  - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第454号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年5月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
  - 豊岡市出石町福見字ワタリ1、出石町暮坂字辻堂134の2
- 2 指定の目的
  - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第455号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年5月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市但東町水石字家ノ奥12の1、字ケイ谷46の2、字堂ノ尾52の1、53、但東町畑字系谷208、字山ノ口212、213
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**兵庫県告示第456号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年5月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市但東町矢根字平野山4の1、4の6、4の7、7、8の1、8の3、8の4、9の1、11の6、11の8、字フチガ谷41の1、42の1、48の1、但東町奥矢根字下モ山20、21の1、21の2、22の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**兵庫県告示第457号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年5月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市但東町東中字新宮谷11の17

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第458号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和6年5月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市一宮町上岸田字戸谷104の5（次の図に示す部分に限る。）、104の9、104の13、104の33から104の40まで、字戸谷口135の1（次の図に示す部分に限る。）、135の3、135の16から135の25まで、135の31

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第459号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第20号に掲げる小型いか釣り漁業のうち、漁船法（昭和25年法律第178号）第10条に基づき兵庫県以外の都道府県知事の備える漁船原簿に登録を受けた船舶を使用するものにつき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年5月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 制限措置     |      |      |          |             |      |           |
|----------|------|------|----------|-------------|------|-----------|
| 漁業種類     | 操業区域 | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 船舶の総トン数     | 船舶の数 | 漁業を営む者の資格 |
| 小型いか釣り漁業 | 別記1  | 別記2  | 定めなし     | 5トン以上30トン未満 | 3隻   | 別記3       |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和6年5月10日から同年6月10日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年7月1日（同年7月2日以降の許可は許可の日）から令和7年2月28日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、概ね次に掲げる条件を付することがある。

ア 船体両側の見やすい位置に別記様式第1号の許可番号を標示するとともに、船体の高い位置に別記様式第2号の標旗を掲げなければならない。

イ 漁獲物の陸揚港として申請者の選定に基づき指定された港以外の港で陸揚げしてはならない。但し、暴風雨、船体の損傷、その他やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

別記1 操業区域

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域以遠の兵庫県日本海海面。

別記2 漁業時期

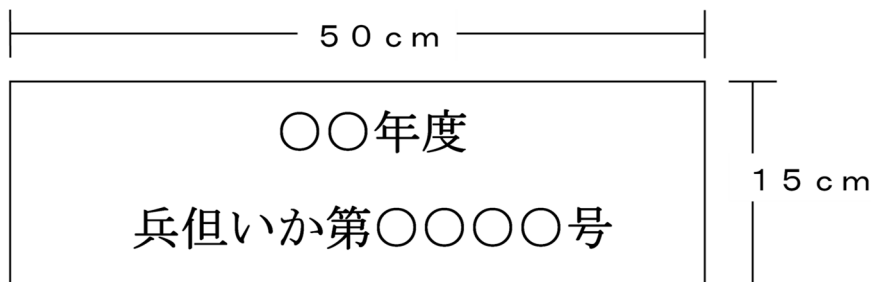
7月1日から翌年2月末日まで

別記3 漁業を営む者の資格

令和6年能登半島地震による災害により、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条に規定する措置の適用を受けた福井県知事の漁船登録を有する船舶を使用する者であって、次に掲げる港の中から主たる港を含め2港以内を漁獲物の陸揚港として選定し、陸揚げの同意を得ている者。

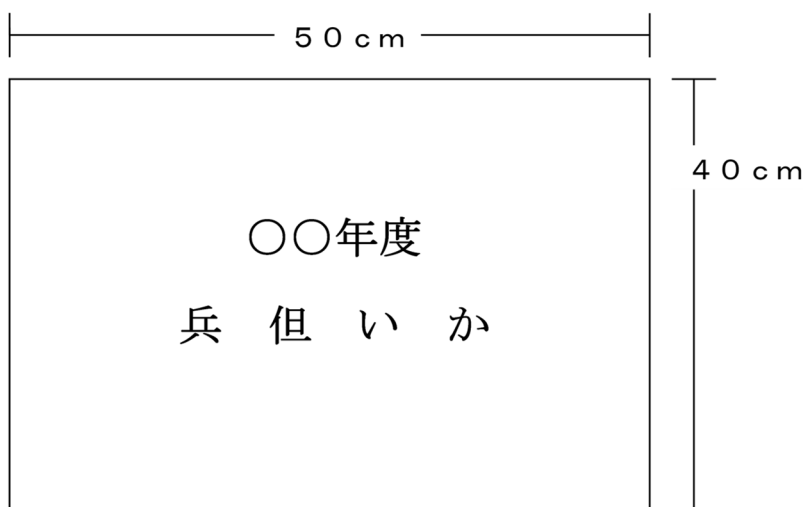
（陸揚港 津居山港、竹野港、柴山港、香住港及び浜坂港）

別記様式第1号



許可プレートの色は白地、文字は黒とする。

別記様式第2号



## 公 告

## ビッグデータ活用渋滞対策検討業務に係る公募型プロポーザルの実施

ビッグデータ活用渋滞対策検討業務について公募型プロポーザルを実施するので公告する。

令和6年5月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 業務概要

- (1) 業務名  
ビッグデータ活用渋滞対策検討業務
- (2) 業務内容  
ビッグデータを活用した渋滞対策検討に関する業務一式
- (3) 本業務の業務規模の上限価格  
18,700千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (4) 業務期間  
契約日の翌日から令和7年3月25日まで（予定）

## 2 資格要件

参加表明者は、別途配布する応募要領で定める資格要件を有すること。

## 3 事務局及び配布場所・期間

- (1) 事務局  
兵庫県土木部道路企画課計画調査班 担当：谷口、西岡  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
電話 (078) 341-7711（内線4372） F A X (078) 362-3948
- (2) 配布場所  
応募要領等を兵庫県のホームページにて公表する。  
（ホームページアドレス [https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks08/r6big-data\\_proposal.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks08/r6big-data_proposal.html)）
- (3) 掲載期間  
令和6年5月10日（金）から同月21日（火）まで

## 4 参加表明受付等（参加資格審査申請書類の提出及び参加資格審査）

- (1) 提出期間  
令和6年5月13日（月）から同月21日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 提出先

事務局に電子メール、持参又は郵送すること。

## (3) 提出書類

提出書類は下記のとおりとし、根拠資料も必ず添付すること。また、提出書類について事務局が説明を求めた場合は速やかにこれに応じること。

ア 参加表明書兼誓約書（様式1）

イ 参加表明者概要（様式2）

ウ 業務実施体制（様式3）

エ 参加表明者（企業）の業務実績（様式4）

オ 納税証明書（2種類：提出の日において発行から3ヶ月以内のもの）

(7) 消費税又は地方消費税に滞納のない証明

国所管：税務署（納税証明書「その3の2」もしくは「その3の3」）

(4) 兵庫県税に滞納のない証明

地方税（都道府県）所管：兵庫県内県税事務所（「納税証明書(3)」）

兵庫県税の課税実績がない場合は誓約書（様式5）

## 5 企画提案書等の提出

企画提案書等は、予備審査により被要請者として選定された者のみが提出できるものとする。

## (1) 提出期間

令和6年5月29日（水）から同年6月11日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 提出先

事務局に電子メール、持参または郵送すること。

## (3) 提出書類

提出書類は下記のとおりとし、根拠資料も必ず添付すること。また、提出書類について事務局が説明を求めた場合は速やかにこれに応じること。

ア 公募型プロポーザル応募申込書（様式6）

イ 業務の実施方針（様式7）

ウ 実施フロー、工程表（様式8）

エ 企画提案書（様式9）

オ 参考見積書（様式10）

## 6 その他

詳細は応募要領による。

~~~~~

### 景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の9の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県まちづくり部都市政策課に提出すること。

令和6年5月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称 ルートイン開発株式会社

代表者の氏名 代表取締役 永山勝利

住所 長野県上田市古里2055-9

## 2 特定建築物等の名称及び所在地

名称 (仮称) ホテルルートイン三田

所在地 三田市福島1丁目9番、10番、11番、12番、13番

- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所 まちづくり部都市政策課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課  
縦覧期間 令和6年5月10日から同月23日まで
- 4 意見書の提出期間及び提出先  
提出期間 令和6年5月10日から同月23日まで  
提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県まちづくり部都市政策課



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年5月10日

契約担当者

兵庫県阪神南県民センター長 小林 拓哉

- 1 落札に係る建設工事の名称及び数量
  - (二) 新川水系新川 新川・東川統合排水機場本体工事（下部工）
  - 機場本体工（コンクリート） 15,680.0立方メートル
  - 機場本体工（既製コンクリート杭径1,000ミリメートル、長さ=18メートル） 373.0本
  - 吐出水槽工（コンクリート） 1,307.0立方メートル
  - 吐出水槽工（既製コンクリート杭径800ミリメートル、長さ=18メートル） 110.0本
  - 矢板護岸工（鋼管杭径1,500ミリメートル、長さ=25.5メートル） 46.0本
  - 矢板護岸工（鋼管杭径800ミリメートル、長さ=17.0メートル） 178.0本
  - 場所打函渠工 2.0基
  - 仮設工（ソイルセメント柱列壁径550ミリメートル 施工深度33.9メートル） 299.0本
- 2 契約に関する事務を担当する県民センターの名称及び所在地  
阪神南県民センター 尼崎市東難波町5丁目21番8号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年4月19日
- 4 落札者の名称及び住所  
飛島・吉田・松田特別共同企業体 神戸市中央区栄町通4丁目1-11
- 5 落札金額  
4,724,200,000円（税抜）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和6年1月16日



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年5月10日

兵庫県知事 齋藤 元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡稲美町和田字鳥ハミ327番1、327番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古郡稲美町和田329番地  
株式会社小山ホールディングス 代表取締役 小山 利明
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和6年4月17日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-24-2号（5稲美）

病院局管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和6年5月10日

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

兵庫県病院局管理規程第3号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表料金の欄中「1人1回につき1,800円（消費税が課される場合においては、1,980円）」を「1人1回につき2,628円（消費税が課される場合においては、2,890円）」に、「1人1回につき5,937円（消費税が課される場合においては、6,530円）」を「1人1回につき5,964円（消費税が課される場合においては、6,560円）」に、「1人1回につき2,619円（消費税が課される場合においては、2,880円）」を「1人1回につき2,646円（消費税が課される場合においては、2,910円）」に改め、同条第4項の表料金の欄中「1人1回につき4,564円（消費税が課される場合においては、5,020円）」を「1人1回につき4,446円（消費税が課される場合においては、4,890円）」に、「（検鏡のみを行う場合にあつては2,182円）（消費税が課される場合においては、2,400円）」を「（検鏡のみを行う場合にあつては2,037円）（消費税が課される場合においては、2,240円）」に、「1人1回につき2,091円（消費税が課される場合においては、2,300円）」を「1人1回につき 2,119円（消費税が課される場合においては、2,330円）」に改める。

附 則

この管理規程は、令和6年6月1日から施行する。

病院局公告

落札者等の公示

調達落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年5月10日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立西宮病院長 野口眞三郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
医療器材洗浄滅菌等業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する県立病院の名称及び所在地  
県立西宮病院 西宮市六湛寺町13-9
- 3 落札者を決定した日  
令和6年3月1日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社 日経サービス 大阪府大阪市中央区南船場1-17-10
- 5 落札金額  
78,078,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和6年1月19日



落札者等の公示

調達落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年5月10日

兵庫県病院事業 契約担当者  
県立西宮病院長 野口 眞三郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
ボイラー運転等施設管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する県立病院の名称及び所在地  
県立西宮病院 西宮市六湛寺町13-9
- 3 落札者を決定した日  
令和6年3月1日
- 4 落札者の名称及び住所  
日本管財株式会社 兵庫県西宮市六湛寺町9-16
- 5 落札金額  
76,032,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和6年1月19日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
令和6年5月10日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県病院事業管理者 杉村 和朗

- 1 落札に係る調達件名及び数量  
遠隔操作型内視鏡下手術支援システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する県立病院の名称及び所在地  
兵庫県立尼崎総合医療センター 尼崎市東難波町2-17-77
- 3 落札者を決定した日  
令和6年4月10日
- 4 落札者の名称及び住所  
官野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5-4-8
- 5 落札金額  
249,370,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和6年2月27日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
令和6年5月10日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県病院事業管理者 杉村 和朗

- 1 落札に係る調達件名及び数量  
CT搭載型血管連続撮影装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する県立病院の名称及び所在地  
兵庫県立加古川医療センター 加古川市神野町神野203
- 3 落札者を決定した日  
令和6年4月10日
- 4 落札者の名称及び住所



宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5-4-8

- 5 落札金額  
157,047,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和6年2月13日



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和6年5月10日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量  
検体検査自動化システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する県立病院の名称及び所在地  
兵庫県立尼崎総合医療センター 尼崎市東難波町2-17-77
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和6年4月16日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5-4-8
- 5 契約金額  
89,100,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 入札公告をした日  
令和6年2月13日
- 8 随意契約をした理由  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号による。



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和6年5月10日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量  
生化学・免疫・尿・一般検査システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する県立病院の名称及び所在地  
兵庫県立尼崎総合医療センター 尼崎市東難波町2-17-77
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和6年4月16日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5-4-8
- 5 契約金額  
82,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

- 7 入札公告をした日  
令和6年2月13日
- 8 随意契約をした理由  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号による。



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和6年5月10日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量  
医療用直線加速装置（リニアック）一式
- 2 契約に関する事務を担当する県立病院の名称及び所在地  
兵庫県立こども病院 神戸市中央区港島南町1-6-7
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和6年4月22日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5-4-8
- 5 契約金額  
375,100,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 入札公告をした日  
令和6年2月13日
- 8 随意契約をした理由  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号による。

**教育委員会告示**

**兵庫県教育委員会告示第7号**

令和5年兵庫県教育委員会告示第14号（口頭により提供を求めることができる保有個人情報の指定）の一部を次のように改正し、令和6年6月1日から施行する。

令和6年5月10日

兵庫県教育委員会  
教育長 藤原俊平

表中

「

県立学校技能労務職員採用選考試験	総合ランク（不合格者に係るものに限る。）	合格発表の日から1月間	教育委員会事務局総務課
公立学校教員採用候補者選考試験	総合得点及び順位（第1次選考試験及び第2次選考試験とも不合格者に係るものに限る。）	同上	教育委員会事務局教職員人事課

」

を

「

県立学校技能労務職員採用選考試験	総合得点及び順位（第1次選考試験及び第2次選考試験とも不合格者に係るものに限る。）	合格発表の日から1週間	教育委員会事務局総務課
公立学校教員採用候補者選考試験	同上	同上	教育委員会事務局教職員人事課

」

に改める。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第105号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）の実施について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年5月10日

兵庫県公安委員会  
委員長 澤田 隆

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「施設警備業務」という。）

(2) 実施期日

ア 新規取得講習

令和6年6月12日（水）から同月20日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の7日間

イ 追加取得講習

令和6年6月17日（月）から同月20日（木）までの4日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習及び追加取得講習ともに、令和6年6月20日（木）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で60人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（施設警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

4 受講希望の申出の受付期間等

(1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和6年5月14日（火）から同月16日（木）までの間（午前10時から午後5時まで）

(2) 受付先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係において電話で受け付ける。

(3) 受講者の決定等

ア 受講希望の申出の受付期間の終了後、受講希望者の数が受講定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とする。

なお、受講希望者の数が受講定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

イ 受講者に決定した者に対しては受講者に決定した旨、受講申込方法等を、抽選で選ばれなかった者に対してはその旨を通知する。

5 受講申込みの受付期間等

(1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和6年5月22日（水）から同月28日（火）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後5時まで）

(2) 受付先

受講希望の申出をした警察署の生活安全課の警備業担当係において受け付ける。

(3) 申込手続に必要な書類等

ア 新規取得講習を受講しようとする者

(イ) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「申込書」という。）1通

(ロ) 次に掲げるいずれかの書面

a 3の(1)のイに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

b 3の(1)のロに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

d 3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

イ 追加取得講習を受講しようとする者

(イ) 申込書1通

(ロ) 指導教育責任者資格者証等の写し

(ハ) 次に掲げるいずれかの書面

a 3の(2)のイに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の

作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

- b 3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し
- c 3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- d 3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し
- e 3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(4) 申込書の配布

申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。

6 受講手数料

新規取得講習は47,000円、追加取得講習は23,000円相当額の兵庫県収入証紙又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。

なお、受講手数料は、受講申込書の受付後は返還しない。

7 受講日の携行品

筆記用具及び参考書（警備業法令集等）

8 その他

- (1) 受講者に決定した旨の通知を受けた者以外の者は、受講申込みをすることはできない。
- (2) 受講希望の申出及び受講申込みは、原則として受講しようとする者本人が行うものとする。
- (3) 郵送による受講申込みは、受け付けない。
- (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、申込書の記載に誤りがないようにすること。
- (5) 受講申込みの受付時に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

9 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階  
一般社団法人兵庫県警備業協会

10 問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課  
電話 (078) 341-7441 内線3424
- (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会  
電話 (078) 252-0166